町村週報

（町村の購読料は会費の中に含まれております）

3287号

毎週月曜日発行

発行所　全国町村会　〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486　FAX03-3580-5955

発行人　横田真二：定価1部40円・年間1,500円（税、送料含む）　振替口座00110-8-47697　https://www.zck.or.jp/

ワールド牧場より大阪平野(南河内)を一望（大阪府河南町）

もくじ

随情政政活

想報策策動

吉田会長が「こども政策に関する国と地方の協議の場（令和6年度第1回）」に出席……(2)

基本理念に「食料安保」明記―改正食料・農業・農村基本法―……(3)

特定個人情報保護評価指針の見直しについて　個人情報保護委員会事務局……(6)

町村ご当地キャラじまん……(11)

私がめざすもの【地域で稼ぎ、誰もが健康で活躍する元気な礼文づくり】

礼文島の三つの宝を活かして……北海道礼文町長　小野　徹……(12)

コラム

国はまず地方の知恵を借りよ

ジャーナリスト　松本克夫

後講釈と言われそうだが、コロナ禍での国の対応は必ずしも最良の選択とは言い難いものだった。PCR検査の要件を厳しくし、感染の広がりを把握しにくくしたし、突然の一斉休校は少なからぬ混乱をもたらした。一斉休校には「うちの村には感染者は一人もいないのに」といった不満の声が各地で聞かれた。後に民間の有識者で構成する新型コロナ対応民間臨時調査会（委員長小林喜光元三菱ケミカルホールディングス会長）がまとめた調査・検証報告書でも、「一斉休校は疫学的にはほとんど意味がなかった」といった専門家の見解を載せている。ただ、学校を休校にするか否かは学校設置者の教育委員会の判断であり、安倍首相が決めた全国一斉休校は要請にすぎなかった。ところが今回の地方自治法改正により、想定外の事態が発生した際には個別の法律に規定がなくとも、国が自治体に「補充的に」指示ができることになった。どういう事態にどういう指示権が発動されるのか、明らかでないが、感染症が蔓延した際の一斉休校も予想される指示に含まれよう。

90年代のいわゆる第一次地方分権改革によって、自治体が国の指図を受ける機関委任事務は廃止になった。国の自治体に対する関与は法令に基づかなければならなくなり、国からの通達は強制力のない技術的助言に代わった。これらにより、国と地方の関係は上下・主従から対等・協力になったとされたのである。新たに設けた国からの一般的な指示権の規定はこうした分権の流れに逆行する。

分権改革を巡る攻防が激しかった当時、筆者は「三千の実験は一つの頭脳に優る」と唱えていた。いくら国が優秀な人材をそろえていても、各自治体が現場で自由に発想する無数の試みには敵わないという意味である。一律に国に従うしかない集権型社会に対する分権型社会の優位性である。国は一方的に指示するよりも自治体の知恵を借りながら対策を探した方がいい。

写真キャプション

町域の3分の1の山地部が金剛生駒紀泉国定公園に指定され、自然と歴史に恵まれた緑豊かな文化の町、河南町。関西最大級の牧場であるワールド牧場では、牛の乳搾りをはじめ、馬やウサギ・犬などの動物と触れ合える。牧場は標高約220mの場所にあり、斜面に設置されている展望台からは、世界遺産に登録された古墳を眺めることもできる。

活　動

吉田会長が「こども政策に関する国と地方の協議の場（令和６年度第１回）」に出席

全国町村会

吉田隆行会長（広島県坂町長）をはじめとする地方三団体代表は７月８日、政府が開催した「こども政策に関する国と地方の協議の場（令和６年度第１回）」に出席した。今回の会合は、子ども・子育て支援法等一部改正法成立を受け、自治体こども計画の策定等について意見交換が行われた。

政府からは、加藤鮎子内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画、孤独・孤立対策）、工藤彰三内閣府副大臣、古賀友一郎内閣府大臣政務官、宮崎政久厚生労働副大臣等が出席した。

開会にあたり、加藤こども政策担当大臣が挨拶に立ち、「国会では、６月に『子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律』が成立し、これから速やかに各種政策を実行に移していく必要がある。自治体こども計画は、令和５年12月に閣議決定したこども大綱を勘案して、現在各地方自治体で策定に向けた作業を進めていただいている。地方自治体単独事業に充てるこども・子育て支援事業債の対象となる事業は、自治体こども計画策定のためのガイドラインを活用し、地域の実情に応じた計画策定を検討いただきたい」と述べた。

続いて地方三団体の会長が挨拶に立ち、オンライン出席した吉田会長からは、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」について、「子どもや子育て世帯のライフステージに応じた切れ目のない支援が幅広く示され、これから子どもを産み、育てていくことを望む方々にとってはいずれも重要な施策であり、我が国の少子化傾向を反転させる効果についても大いに期待をしている」としたうえで、「関係省庁においてこども政策が推進されるなか、こども政策に関する国と地方の協議の場は、日々地域住民に接している私たち自治体の現場の声を、今後の政策に反映していただける重要な場であると考えている。加藤こども政策担当大臣には、本日の議論も踏まえ、少子化克服に向けた実効ある政策を力強く牽引していただくよう、お願いする」と述べた。

▲出席する吉田会長

▲発言する加藤大臣

その後、意見交換において吉田会長は、子ども・子育て支援金制度や改正子ども・子育て支援法によって創設される施策の実施にかかる町村役場の負担を懸念し、各種施策を円滑に実施できるよう、速やかな情報提供や国主体での事務担当者に対する説明会を開催するとともに、広く国民に制度を理解してもらうための周知・広報などを行うよう要請した。

また、「こども誰でも通園制度」の実施にあたって、モデル事業の実施状況を十分に検証するとともに、保育士などの人材確保に地域間格差が生じないよう、地域の実情に合わせて円滑に実施する制度設計を求めた。

次いで、「自治体こども計画の策定」について、策定過程において町村が行う事務は多岐にわたるため、速やかな情報提供をはじめ、町村からの相談に応じる体制整備や計画策定にかかる経費に対する財政支援等、国の責任において十分な支援を要請し、発言を締め括った。

このほか、地方側からは「子ども・子育て支援金の意義についての国民に向けた丁寧な説明」、「ヤングケアラー等の困難を抱えた子供たちへの支援」等を求める発言があった。

吉田会長の発言を受け、オンライン出席した宮崎厚生労働副大臣からは、「少子化および人口減少問題は、社会保障制度においても財政面やサービスの供給面においても極めて深刻な課題である。厚生労働省では、こども未来戦略の柱の１つである共働き・共育ての推進を図るために、男性育休の取得促進や年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充など制度改正に取り組んでいる」としたうえで、「保育士にとって働きやすい職場づくりを応援するために、業務改善助成金で支援している。ぜひ利用していただきたい」と発言があった。

最後に加藤こども政策担当大臣から、「こども政策の推進にあたっては、現場で実務を担っている地方自治体の皆さまとの連携が不可欠であり、国と地方が車の両輪となって取り組んでいく必要があると考えている。今後も積極的に意見交換させていただくことを通じて、国と地方の連携をさらに強化したい」との発言があり、閉会した。

政　策

政策解説

基本理念に「食料安保」明記

―改正食料・農業・農村基本法―

はじめに

農業に関する国の基本姿勢を示す「農政の憲法」と言われる改正食料・農業・農村基本法が成立した。気候変動や国際情勢の不安定化などで輸入リスクが高まる中、国民一人ひとりの「食料安全保障」を基本理念の柱に位置づけた。食料の供給力維持に向け、輸出を促進するほか、生産コストを価格に適切に反映する仕組みづくりなどに取り組む。人口減少下でも生産性や付加価値を高めることで、農業の持続的な発展を図る方針も明記した。農林水産省は今後、農基法で掲げた理念などを具体化した基本計画の改定に着手し、年度内にも策定する方針だ。

過度な輸入依存から脱却

農基法の本格的な見直しは1999年の制定以来、今回が初めて。前農基法の制定以後、世界の食料生産と供給は、干ばつによる不作や感染症の発生、ロシアによるウクライナ侵攻などで不安定化し、輸入リスクが増大。国内では、農業者の減少や高齢化の進行により、市場は縮小している。

こうした情勢の変化を踏まえ、基本理念である2条には「食料安全保障の確保」を掲げ、その定義を「良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人ひとりがこれを入手できる状態」とした。過度な輸入依存から脱却し、国内の農業生産を拡大することを基本としたうえで、「安定的な輸入と備蓄の確保」に取り組むとした。

一方、小売りやスーパーの撤退で食料品の購入が難しい高齢者を中心とした買い物弱者に加え、貧困や格差の拡大による経済的弱者も増加している。そのため、19条には「食料の円滑な入手の確保」を新設。物流拠点を整備して輸送手段を確保するほか、フードバンクやこども食堂の取組を地域で後押しする。

食料の供給能力の維持に向けては、「農産物の輸出の促進」（22条）を新たに位置づけた。輸出先国の規制やニーズに対応した産地の育成や販路拡大などを進める。

23条には、「食料の持続的な供給に要する費用の考慮」を記述した。生産者が生産コストが上がっても販売価格に反映できず、事業継続に影響を及ぼしている状況を踏まえた。農業者や食品産業事業者、消費者といった「食料システム」の関係者で議論を進め、理解促進を図る。来年の通常国会に関連法案を提出する方針だ。

24条には、異常気象や紛争といった不測の事態時の対応を明記した。先の国会で成立した食料供給困難事態対策法では、深刻さに応じた政府の対策を規定。事業者に対して出荷・販売の調整や輸入・生産の促進を要請したり、その計画の作成を指示したりできるようにする。

基本理念の2本目の柱には、「環境と調和のとれた食料システムの確立」（3条）を掲げた。地球環境の保全や貧困問題の解消といった持続的な社会に向けた国際的な議論が進展している。農業は、環境との親和性が高い産業である一方、温室効果ガスの発生など負の影響を与える側面があるとして、条文には「（環境の）負荷の低減が図られることにより、環境との調和が図られなければならない」ことを明記した。

具体的な施策では、農薬や化学肥料を必要以上に使わないことや、家畜排せつ物の有効利用などを進める（32条）。環境に配慮した農産物が広く流通・消費されるように、消費者への情報提供に努めることなども盛り込んだ。22年に施行した環境負荷の小さい農業を目指す「みどりの食

料システム法」に基づき、24年度からは省内すべての補助事業を対象に環境負荷低減の取組を義務化する「クロスコンプライアンス」が試行導入された。また、コメや野菜の生産段階で温室効果ガスの削減や生物多様性保全に貢献したことを示す「見える化」ラベルの本格運用が24年3月から始まった。

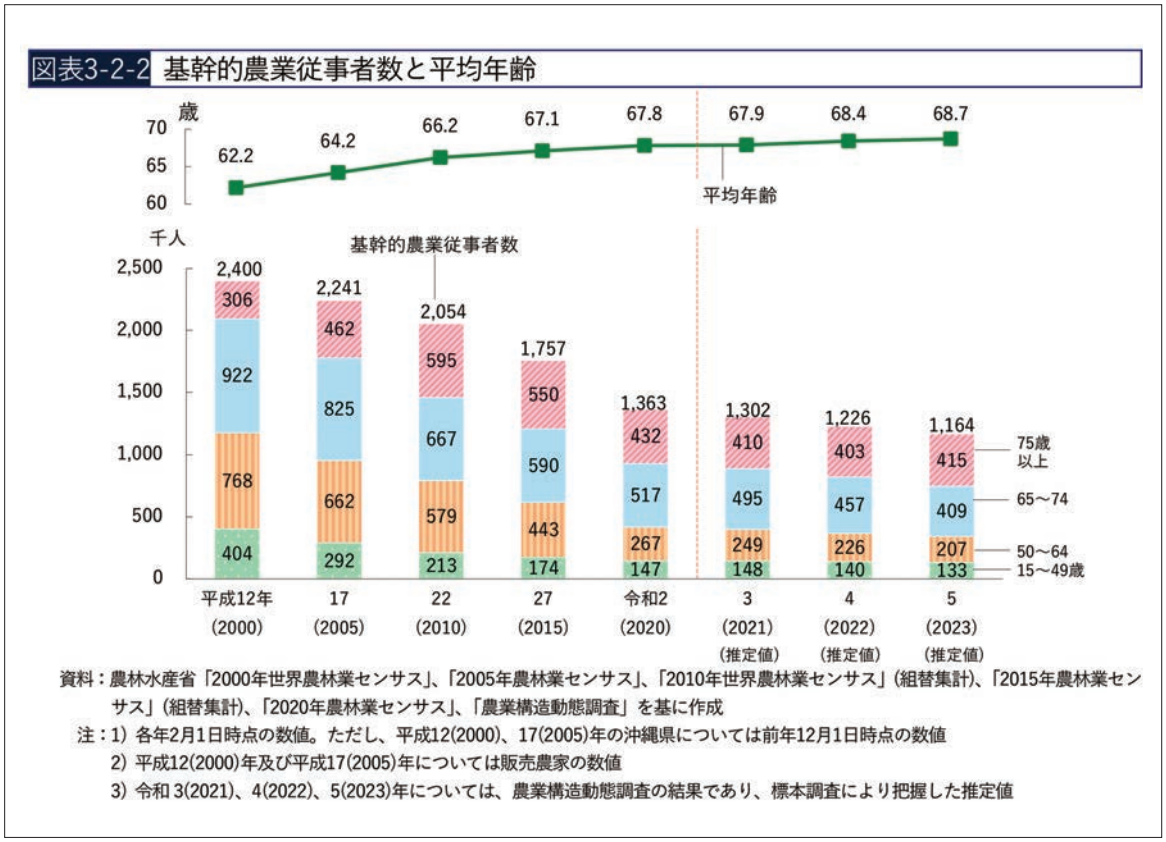

資料：農林水産省「2000年世界農林業センサス」、「2005年農林業センサス」、「2010年世界農林業センサス」（組替集計）、「2015年農林業センサス」（組替集計）、「2020年農林業センサス」、「農業構造動態調査」を基に作成

注：1）各年2月1日時点の数値。ただし、平成12(2000)、17(2005)年の沖縄県については前年12月1日時点の数値
2）平成12(2000)年及び平成17(2005)年については販売農家の数値
3）令和3(2021)、4(2022)、5(2023)年については、農業構造動態調査の結果であり、標本調査により把握した推定値

▲出典：2023年度食料・農業・農村白書

生産性向上へスマート農業促進

3本目の柱には、「農業の持続的な発展」（5条）を掲げた。農水省によると、農業を主な仕事とする「基幹的農業従事者」は2000年の約240万人から、23年に約116万人に半減。このうち全体の約7割が65歳以上になっている。こうした状況下でも、安定的に農産物が供給でき、多面的機能が発揮されるように、「生産性の向上」「付加価値の向上」「環境負荷低減」を図るとした。

「望ましい農業構造の確立」（26条）では、農地の担い手である専業農家といった「効率的かつ安定的な農業経営体」の育成を図るとともに、兼業農家などの「多様な農業者」も農業生産基盤の維持に向けたプレーヤーとして位置づけた。

農業経営の展開について定めた27条では、農業を営む法人の経営基盤を強化するため、雇用の確保に向けた労働環境の整備や自己資本の充実を図ることを新たに明記。農作業の受託や機械のリース、人材派遣といった農業経営を支える「サービス事業体」の活動も後押しする（37条）。

「農地の確保と有効利用」は28条に規定。23年4月の改正農業経営基盤強化促進法の施行に伴い、市町村は将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画」を25年3月末までに策定する必要がある。同計画に基づき、専業農家への農地集積に加え、生産性向上に向けた集約化を進める。農地利用を巡っては、太陽光パネルを設置して農業と発電を両立させる「営農型太陽光発電」で、不適切な事例も確認されていることから、条文には農地の「適正」な利用との文言を盛り込んだ。

先の国会では、27条や28条の関連で、農地転用に関わる手続きの厳格化や、農地を保有できる「農地所有適格法人」への出資制限の緩和など農地関連法が改正された。

農業生産基盤の「整備」と「保全」については29条に明記。気候変動による災害防止策のほか、先端的な技術を活用した事業の実施などを盛り込んだ。施設の老朽化や人口減少に対応するため、来年の通常国会には土地改良法の改正案を提出する方針。具体的には、ダムや頭首工といった基幹的な施設について、農業者からの申請・同意がなくても国や

政　策

都道府県の判断で更新できるようにする。また、用水路などの末端施設の維持管理については、土地改良区や市町村、集落などが話し合いの場を設けるよう求める考えだ。

30条には「先端的な技術を活用した生産性の向上」を新設。生産現場では、衛星データを活用した自動走行機や、ドローンを使った農薬散布などの活用が広がりつつあるが、ニーズの高い野菜や果樹を対象とした技術の開発などは難易度が高く、課題となっている。こうした現状を踏まえ、先の国会では、スマート農業技術活用促進法が成立。農水省は今後、基本方針を策定し、産学官連携で技術開発を進めるほか、農機が稼働しやすい栽培体系の見直しを促進する。

31条には「農産物の付加価値の向上」を初めて明記。高品質な品種の導入や六次産業化、知的財産の保護などを進める。

一方、高病原性鳥インフルエンザや豚熱などの家畜伝染病は、農業経営に深刻な影響を与えるとして、41条には「伝染性疾病等の発生予防」を新設。関係者が一体となって、まん延防止対策を図るほか、データに基づいた飼養衛生管理の向上などに努める。

輸入依存度の高い肥料や飼料といった「農業資材の生産・流通の確保と経営の安定」は42条に明記。国内で生産できる良質な代替物への転換や備蓄への支援を行う。農業資材の著しい価格変動が起きた場合には、影響緩和対策を行うことも初めて盛り込んだ。

地域社会の「維持」明記

農村では、人口減少と過疎化が急速に進み、集落の存続や、農業生産活動の継続が懸念されている。４本目の柱である「農村の振興」では、人口減少下でも「地域社会が維持されること」（第６条）とした。そのうえで、43条には、農業生産基盤の整備と保全に加え、「農村との関わりを持つ者の増加に資する産業の振興」を明記した。

44条には、水路の泥上げや施設の点検といった農地を保全するための共同活動の促進を記述。農村の関係人口の増加に向けては、地域の資源を活用した事業活動を進めることを盛り込んだ（45条）。具体的には、地域資源を活かした観光商品や、産業づくりを後押しする。

障害者らが農業の現場で活躍する「農福連携」は46条に新設。障害者や生活困窮者らの就業機会の増大と地域の農業振興に向け、「必要な施策を講じる」とした。農福連携に取り組む就労施設や企業などは、22年度実績で６３４３件。新たな推進ビジョンでは、30年度までに取組主体を「１万２０００以上」に拡大させる目標を掲げる。取組主体が集まった地域協議会に参加する市町村は「２００以上」を目指す。

中山間地域の振興では「地域社会の維持に資する生活の利便性の確保」（47条）を新たに盛り込んだ。農地保全や農業生産、生活支援を行う「農村型地域運営組織（農村ＲＭＯ）」の活動を強化する。

48条には、「鳥獣害対策」を新設。農水省の調査によると、22年度の野生鳥獣による農作物被害額は１５６億円で、このうちシカが65億円、イノシシが36億円で、シカとイノシシを合わせると全体の約65％を占めた。鳥獣の捕獲や侵入防止対策などの効果を高め、捕獲した野生鳥獣の食肉「ジビエ」としての利用を進める。

「都市と農村の交流」（49条）では、農山漁村に宿泊し食事や体験を楽しむ「農泊」や、二地域居住ができる環境整備を新たに位置づけた。

（時事通信社　内政部　杉本早紀）

車両共済（保険）のご案内

この車両共済（保険）は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え「ご自身のおクルマの補償（車両保険）」を追加する制度です。
お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済（保険）金をお支払いします。

●お見積りのご請求・お申込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください●

株式会社　千里（取扱代理店）
〒100-0014　東京都千代田区永田町1-11-32　全国町村会館西館内
●ホームページアドレス　https://www.chisato-ag.co.jp/

お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください
（受付時間：祝日、年末年始を除く月～金　午前９時30分～午後５時）
TEL 0120-731-087　FAX 03-3519-7325

●「車両共済（保険）制度」は、全国町村職員生活協同組合と損害保険ジャパン株式会社とが集団扱契約を締結し、実施しているものです。
●集団扱としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパンの定める条件を満たす場合のみとなります。
このご案内は概要を説明したものです。詳細については、取扱代理店（千里）までお問い合わせください。

〈車両保険引受保険会社〉損害保険ジャパン株式会社

SJ23-05507（2023.8.1作成）

政　策

特定個人情報保護評価指針の見直しについて

個人情報保護委員会事務局

はじめに

今般、マイナンバー法第27条第２項にもとづく特定個人情報保護評価指針（平成26年特定個人情報保護委員会告示第４号。以下「保護評価指針」という。）の再検討を行い、保護評価指針及び特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第１号。以下「保護評価規則」という。）を改正しました（図１参照）。

特定個人情報保護評価について

マイナンバー制度は、デジタル社会の基盤として、国民の利便性向上と行政の効率化を併せて進め、より公平・公正な社会を実現するためのインフラです。

個人情報の保護については、個人情報保護法等が整備されていますが、マイナンバー制度においては、これに加えて、個人情報保護委員会による監視・監督などの制度上の保護措置を定めるとともに、特定個人情報の提供には原則として情報提供ネットワークシステムを使用するなどシステム上の安全措置を講ずることとされています。

特定個人情報保護評価（以下「保護評価」という。）は、このようなマイナンバー制度の枠組みのもとでの制度上の保護措置の１つであり、特定個人情報の漏えい等の事態の発生を未然に防ぐために、個人番号を利用等する行政機関等が、事務を実施する前に総合的なリスク対策を自ら評価し公表する制度です。

主な改正内容について

(1)基礎項目評価書様式の改正について

２０２３年度、マイナンバー及びマイナンバーカードを活用したサービスを利用する国民が不安を抱くきっかけになり得る事案が発覚しました。そこで、保護評価制度においてリスク対策を一層強化するため、保護評価書を公表する全ての評価実施機関が使用する様式である、基礎項目評価書の様式を改正しました（図２及び図３参照）。これまで、基礎項目評価書の記載項目は、各リスク対策について、「特に力を入れている」、「十分である」、「課題が残されている」等を選択することによって自己評価する内容であったところ、今回の改正により、今後は、新たに追加した２項目について、特定個人情報の保護のために講じている具体的措置を「判断の根拠」欄に自由記述式で記載することとなります（記載内容の例は図３参照）。

基礎項目評価書の様式改正の規定は、２０２４年10月１日から施行されますが、評価実施機関の事務負担に配慮しつつ十分な検討を経た評価の実施を可能とするため、２０２６年３月31日までの経過措置期間が設けられています。保護評価書を公表している全ての評価実施機関は、経過措置期間終了までの間に新様式を用いた保護評価書を再提出する必要があります（図４参照）。努力義務である保護評価書の１年ごとの見直しや、地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化（２０２５年度末までに実施）に係る見直しと併せて、計画的な移行をお願いします。新様式への移行に際しては、２０２４年４月の改正で個人情報保護委員会ウェブサイト掲載資料である「特定個人情報保護評価指針の解説（平成26年４月20日個人情報保護委員会。以下「指針の解説」という。URL：https://www.ppc.go.jp/files/pdf/kaisetsu_shishin.pdf）に新たに掲載した、基礎項目評価書中「Ⅳ　リスク対策」において「『(2)十分である』等を選択できる水準」も参考に当該評価の見直しをお願いします。

(2)保護評価規則第９条第２項（緊急時の事後評価）の適用及び実施時期の明確化

保護評価は、特定個人情報ファイルを保有する前等に行うこと（以下「事前評価」という。）を原則としていますが、災害その他やむを得ない事由により緊急に特定個人情報ファイルを保有する必要がある場合は、保護評価規則第９条第２項に基づ

政　策

図1

【図１】特定個人情報保護評価指針の３年ごとの再検討による主な改正事項

⑴ リスク対策の強化に係る改正

ア　「特定個人情報に関する重大事故」等の定義変更

① 漏えい等が発生した特定個人情報に係る本人の数が少人数であっても、その内容が国民の不安を招く事案については、より詳細な評価書種別による評価の再実施を求めることとするため、**「特定個人情報に関する重大事故」**について、**漏えい等報告における報告対象事態に該当するもの（※１）として定義を変更**。

※１　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則（平成27年特定個人情報保護委員会規則第５号）第２条各号に掲げるいずれかの事態

※２　配送事故等のうち評価実施機関の責めに帰さない事由による事態は、対象から除外する。また、当該事態に係る本人の数には、従前のとおり当該評価実施機関の従業者の数を含まない。

イ　「緊急時の事後評価」の適用及び実施時期の明確化

① 次の２点について、保護評価規則第９条第２項の解釈を明確化。
- 一定の緊急性がある場合であっても、**既に個人番号利用事務等として定着している事務**を実施する場合は、原則どおり事前評価を実施するべきであること。
- 事前評価が困難である場合についても、評価を行うことが困難であった状態が解消された時点などの適切な時期において、**可及的速やかに評価を実施すべき**であること。

② 緊急時の事後評価を適用し、提出又は公示した評価書については、その旨及びその理由を記載するよう**基礎項目評価書の様式を改正**。

⑵ 評価実施機関等の事務負担軽減

国民・住民等への意見聴取の方法の明確化

① 全項目評価を実施する際の、国民又は住民等に対する意見聴取について、インターネットを利用した方法によることも可能である旨を明確化（※）。

※　従来より、インターネットを利用した方法により意見聴取を行うことは可能。

※　他に効率性や周知性の高い手段がある場合には、「その他の適切な方法」に該当するものとして、インターネットを利用しない方法で意見聴取を行うことも可能。

⑶ その他

ア　システム標準化に向けた保護評価に係る留意点

① **地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化**を踏まえ、リスク対策の見直しが必要となること等について、「特定個人情報保護評価指針の解説」において保護評価に係る留意点等の説明を追加。

イ　システム等の改善による作業負担軽減等

① 保護評価書の提出、公表処理について、より簡便な手順となるよう**保護評価システムの改修**を実施予定。

② 保護評価書の作成に当たって、編集・印刷等の作業がより容易になるよう、様式を改善。

ウ　基礎項目評価の実効性強化・人為的ミスに関するリスク対策強化

① マイナンバー制度全体のリスク対策の底上げを促すとともに、人為的ミスに関する対策を強化するため、**基礎項目評価書の様式を改正**。
- 「Ⅳ リスク対策」に、「８.人手を介在させる作業」及び「11.最も優先度が高いと考えられる対策」の**記載項目を追加**（選択肢及び自由記述欄）。
- 「Ⅳ リスク対策」の主な措置の実施状況の評価について、「１）特に力を入れている」、「２）十分である」を選択できる**具体的な水準を提示（※）**。

※　特定個人情報保護評価指針の解説（平成26年４月20日個人情報保護委員会：令和６年●月●日最終改正）において掲載。

施行日

令和６年４月１日（ただし、基礎項目評価書の改正規定（⑴イ②、⑴ウ※）については、令和６年10月１日施行）。
※ ⑴ウについては、施行日から起算して１年６月を経過するまでの間、旧様式を公表し続けることができる経過措置が設けられている。

図2

【図２】基礎項目評価書の新様式への移行について①

○ 令和５年度の特定個人情報保護評価指針の３年ごとの再検討による基礎項目評価書の改正事項は、次のとおり。

※　なお、基礎項目評価書の記載内容の変更は、**「重要な変更」に当たらず、「修正」として対応可能**。

○ この他、マイナンバーガイドラインの参照箇所等（※）の**リスク評価の参考となる情報をポップアップ形式で表示させる機能**を追加。

※　「Ⅳ リスク対策」の主な措置の実施状況の評価について、「２）十分である」を選択できる具体的な水準も表示。

「緊急時の事後評価」の適用及び実施時期の明確化

○ 災害その他やむを得ない事由により、保護評価規則第９条第２項の規定**（緊急時の事後評価）を適用**し、特定個人情報ファイルを保有した後又は特定個人情報ファイルに重要な変更を加えた後に保護評価を実施した場合には、**その旨及び適用した理由を記載**するものとする。

○ 緊急時の事後評価を適用した後、原則どおり特定個人情報ファイルに重要な変更を加える前に再実施（事前評価）した場合は、当該項目のチェックを外し、「適用した理由」を空欄に戻すものとする。

リスク対策水準の底上げ・人為的ミス対策の強化

○ 人手を介在させる作業がある事務において、**人為的ミスが発生するリスク**への対策の措置状況及びその判断の根拠を**自由記述形式**で記入するものとする。

○ **最も優先度が高いと考えられる対策**を、「Ⅳ リスク対策」の項目から選択し、当該リスク対策の措置状況の評価に係る判断の根拠（「１）特に力を入れている」、「２）十分である」、「３）課題が残されている」を判断した根拠）を自由記述形式で記入するものとする。

○ 「判断の根拠」欄について、保護評価指針の解説内に**自由記述に係る記載例**を示しているため、適宜参照されたい。

図3

【図３】基礎項目評価書の新様式への移行について②

○　新様式への円滑な移行に向けた支援のため、特定個人情報保護評価指針の解説において、基礎項目評価書中「Ⅳ　リスク対策」の各項目について、「判断の根拠」（自由記述）の記載例を掲載している。

【例】8.人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か

8. 人手を介在させる作業	[　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　十分である　] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	（自由記述）

リスク対策	記載例
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	例①　マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、●●事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・ 申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・ 特定個人情報の記載がある申請書等（USBメモリを含む。）の保管 ・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄　等
	例②　マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、必ず複数人での確認を行った上で●●（上長）の最終確認を経ることとしている。 また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・ 人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有する。 ・ 特定個人情報を受け渡す際（USBメモリを使用する場合を含む。）は、事前に、暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。 ・ マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・ 特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・ 廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。
	例③　（例②の内容に加え、）年に一度、業務プロセス全体について、漏えい等のリスクを軽減させるための仕組みを検討することとしており、令和●年度は、オンライン申請受付の導入を決定した（これにより、手作業が介在する申請数が減少することが期待される）。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「特に力を入れている」と考えられる。

図4

【図４】基礎項目評価書の新様式への移行について③

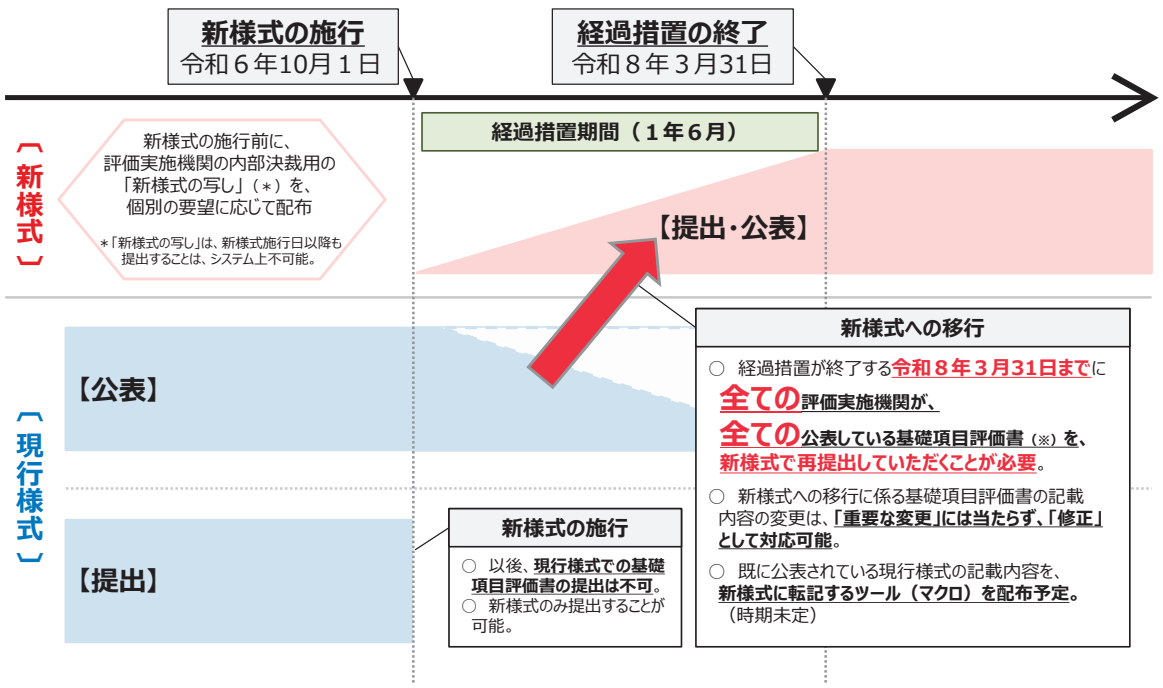

※　保護評価指針第５の５（評価実施機関は、事務の実施をやめるなどした日から少なくとも３年間、評価書を公表しておくこととされている）の規定に基づき公表している評価書については、経過措置期間終了後も含め、新様式での再提出を行う必要はありません。

政　策

き、特定個人情報ファイルを保有した後等に速やかに保護評価を実施すること（以下「事後評価」という。）とされています。

これまで、特定公的給付の支給事務については、公金受取口座登録法における規定の趣旨に鑑み迅速に支給すべき給付金であること等を踏まえ、緊急時の事後評価の適用対象になり得ると整理されてきましたが、昨今、既に指定済みの給付と財源等が異なるものの対象者や事務のプロセス等が類似する給付が指定される例もありました（例：低所得世帯への給付金、子育て世帯への給付金、出産・子育て応援給付金等）。こうした事務は、類似する事務を実施した実績が全くない事務と比較して事前評価の困難度が低いことから、一定の緊急性がある場合であっても、原則どおり事前評価を行う必要があるものとしました。ただし、著しい緊急性が認められる場合などには、これまでどおり同項の適用対象となり得ます。

このほか、事前評価が困難である場合についても、保護評価指針にその実施時期（保護評価の実施が困難であった状態が解消された時点などの適切な時期において、可及的速やかに実施すること）を明記するとともに、基礎項目評価書の様式を改正し、同項を適用した保護評価書についてその旨及びその理由を記載する欄の追加を行っています（図２参照）。

⑶地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に向けた対応

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和３年法律第40号）では、政令で定める事務について標準化基準に適合したシステム（以下「標準準拠システム」という。）を利用することを義務付けるとともに、地方公共団体にガバメントクラウドを活用して、標準準拠システムを利用することを努力義務として規定しています。２０２４年４月の指針の解説の改正においては、ガバメントクラウドへの移行（以下「リフト」という。）や標準準拠システムへの移行（以下「シフト」という。）について保護評価の再実施が必要であることや、移行に伴って生じる保護評価書上の影響箇所の例を新たに掲載しました。ここでは、その内容の一部を紹介します（※１）。

※１　詳細は、指針の解説Q他―２（URL：https://www.ppc.go.jp/files/pdf/kaisetsu_shishin.pdf）を参照。

①標準化に係る保護評価の再実施について

【重点項目評価書または全項目評価書】

システム改修等に伴って特定個人情報に関する機能の改修等を行う場合は、保護評価の再実施または修正が必要です。シフトにあたっては、システムを全面的に入れ替えるケースや、事務手続を大きく変更するケースも考えられるため、重点項目評価書や全項目評価書については、原則として修正ではなく再実施が必要となるものと考えられます。

また、標準準拠システムの利用においてリフトを行う業務システムについては、特に保護評価を再実施する必要性が高いものと考えられるため注意が必要です。これは、リフトにおいては、クラウド事業者が保有・管理する環境にサーバー等が設置されることとなり特定個人情報の保管場所に変更が生じる場合など、改めてリスクを識別・評価し、新たに講じるリスク対策を保護評価書に記載する必要があるためです。

【基礎項目評価書】

基礎項目評価書には、重点項目評価書や全項目評価書にあるような、特定個人情報ファイルを取り扱うシステムの詳細や、特定個人情報の種類・入手方法・提供方法の詳細等について記載する項目はないものの、シフトに当たって生じる変更、例えば、特定個人情報の保管場所の変更などを踏まえてリスク対策を見直した結果、基礎項目評価書の「Ⅳリスク対策」における評価を修正する必要が生じることが考えられます。

②再実施等の時期について

総務省が示しているモデルスケジュール例を踏まえると、大多数の団体が２０２４年度中に保護評価を実施することとなるものと考えられます。具体的な実施時期は次のとおりです。

リフトとシフトを同時期に実施する場合は、ガバメントクラウドへの特定個人情報ファイルを含む副本データをクラウドに移行する時点またはシステム等を稼働させるサーバー等へのパラメータ設定を適用する時点のいずれか早い方が、特定個人情報ファイルに重要な変更を加える最初のタイミングになると考えられるため、作業工程に応じて対応してください。

リフトの時期とシフトの時期が異なる場合、それらのいずれか早い方の移行を行う前（※２）までに対応する前提であれば、両方の移行内容を踏まえた保護評価をまとめて実施することが可能です。リフトまたはシフトのいずれか早い方の移行を行う時点でいずれかの移行の概要が未定である場合等には、内容が判明した時点で再実施等を行うこととなるため、２度の対応が必要となります。

※２　リフトまたはシフトそれぞれに係る実施時期は、次のとおりです。

・リフトに係る内容については、特定個人情報ファイルを含む副本データをクラウドに移行するまでに対応してください。

・シフトについては、システム等を稼働させるサーバー等へのパラメータ設定等の適用を実施する前までに対応してください。

(4)「特定個人情報に関する重大事故」等の定義の変更

特定個人情報に関する漏えい等事案が発生した場合、まず、マイナンバー法上の個人番号利用事務等実施者の義務である、個人情報保護委員会への漏えい等報告及び本人通知を行い、その後、保護評価の再検討を行うこととなります。これまで、漏えい等報告対象事態と保護評価の再検討を求めるしきい値判断の仕組みにおける重大事故は、それぞれの制度・仕組みの趣旨も踏まえ、異なる定義を用いてきました（※3）。

※3　漏えい等報告は委員会による監督権限の端緒となることから幅広く報告を求めている（※4）一方で、重大事故については、保護評価制度を必要性に応じたメリハリのある仕組みとするため、特に国民の懸念の強い事案を対象としている。

※4　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第29条の4第1項及び第2項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則（平成27年特定個人情報保護委員会規則第5号）第2条各号に掲げるいずれかの事態が漏えい等報告の対象となる。

今般、システムに起因する漏えいなどその内容が国民の不安を招く事案については、漏えい等が発生した特定個人情報に係る本人の数が少数であっても、より詳細な保護評価の再実施を求めることとするため、「特定個人情報に関する重大事故」の定義を特定個人情報の漏えい等報告対象事態に合わせることとしました。

今回の改正により、これまでの重大事故は、基本的に101人以上の漏えい等事案が対象であったところ、情報システムに起因する漏えいや不特定多数の者による閲覧などについては漏えい等が発生した特定個人情報に係る本人の数が1名でも重大事故に該当することとなり、重大事故の対象となる事態が拡大することとなります（図5参照）。

おわりに

個人情報保護委員会においては、評価実施機関等からの問合せに随時対応しておりますので、不明点があれば問い合わせてください。

個人情報保護委員会事務局
保護評価担当
メール：system-pia@ppc.go.jp
電話：03-6457-9768

▶図5

【図５】特定個人情報に関する重大事故

	＜特定個人情報に関する漏えい等報告の報告対象事態＞ ※　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第29条の4第1項及び第2項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則第2条各号のいずれかに該当する事態。			
	第１号 情報提供NWS等	第２号 不正の目的	第３号 不特定多数の者に閲覧	第４号 百人超
人数 ※1	１人以上			101人以上
対象事態 ※2	漏えい・滅失・毀損 発生したおそれがある事態を含む	漏えい・滅失・毀損 不正利用・提供 発生したおそれがある事態を含む	不特定多数の者に閲覧 閲覧されるおそれがある事態を含む	漏えい・滅失・毀損 番号法の規定に反する利用・提供 発生したおそれがある事態を含む
情報	特定個人情報（高度な暗号化等の措置を講じたものを除く。）			

＜特定個人情報に関する重大事故＞

特定個人情報に関する漏えい等報告の報告対象事態のうち、次の２点については、「特定個人情報に関する重大事故」に適用しないこととしている。

※１．　漏えい等が発生した特定個人情報に係る本人の数について、「重大事故」が「特に国民の懸念が強いものを捕捉するべく規定されている」ことに鑑み、**「当該評価実施機関の従業者数」**を除いている。

※２．　**「配送事故等のうち評価実施機関等の責めに帰さない事由によるもの」**については、（ワンランク上の評価書種別で再実施を行うとしても、）リスク対策等を見直すことは難しいことから、定義から除いている。

町村ご当地キャラじまん

東ブロック

Vol.147

特産品だけじゃない！
文化・歴史を身にまとって観光大使!!

ご当地自慢のおいしいものや伝統行事を身にまとい、
体を張ってPRしているご当地キャラたちを紹介するコーナーです。
今回は、東ブロック（北海道・東北・関東）からピックアップ。

中島村マスコットキャラクター
なかじぞうさん
福島県中島村（なかじまむら）

2014年7月27日生まれ。性別は不明。何か事変が起こりそうになると、汗をかいて人々に知らせる特技を持つ。好物は村特産品のトマト。

中島村のシンボルとして、ふるさとへの愛着を育み、村のイメージアップや地域振興を図ることを目的に、平成26年（２０１４年）にイメージキャラクターを一般公募しました。全国各地から１８３点もの応募作品が寄せられ、審査の結果選ばれたのが「なかじぞうさん」です。モチーフは、中島村の指定文化財「汗かき地蔵」。頭には、村の花「サツキ」と特産品「トマト」、そしてミュージシャンの小室哲哉さんから寄贈され、村内の「童里夢公園」に設置されている「ヨカッペ時計」をつけています。同年7月27日に開催された「いきいきフェスターNなかじま２０１４」でお披露目されると、子どもたちから大人気となりました。「なかじぞうさん」は、村内のイベントや行事に参加するだけでなく、村外にも出かけていって、中島村のＰＲ活動に励んでいます。

白子町シンボルキャラクター
げんき君
千葉県白子町（しらこまち）

「げんき君」は、白子町の町制施行40周年記念事業の一環で、キャラクターを一般公募し、多数の応募作品の中から選ばれました。同記念行事内で、平成７年（１９９５年）２月11日にキャラクターを発表、同時に着ぐるみもお披露目となりました。体は太陽と情熱の「赤」、髪の毛は「九十九里浜の大波」、足の緑と黄色は「黒松」と「ヒマワリ」を表しています。町内の農産物直売所「げんきの里ひまわり」のシンボルになっているなど、広く親しまれている「げんき君」。笑顔や笑い声がいっぱいあるところが大好きなので、町内のお祭りやイベントを中心に、あらゆる場で開催されるイベントに出没します。これからも、大好きな白子町の子どもたちの未来のために、そして、白子町を盛り上げるために、町のＰＲ活動に積極的に関わっていきます。

１９９５年２月11日生まれ。好奇心旺盛でいつでも元気いっぱい。子どもたちと遊ぶのが大好き。特技は、玉ねぎの掘り取り。趣味は、テニスと自然を楽しむこと。好物は、「白子流ブイヤベース」と玉ねぎ料理全般。

寒川町B級グルメ「さむかわ棒コロ」応援団長
コロ坊
神奈川県寒川町（さむかわまち）

誕生日年齢は不明。楽天家で破天荒な妖精。人差し指を立てたポーズ〝コロポーズ〟とゆる～いダンスが得意。歌いながら揚げ物を揚げるのが趣味らしいが、目撃証言は少ない。ひとりぼっちやケンカが嫌い。

寒川町を盛り上げる新しい名物グルメを生み出すため、平成22年（２０１０年）に「さむかわB-1バトル」が開催されました。そこでグランプリに輝いた「寒川棒コロッケ」が、愛称公募により「さむかわ棒コロ」となり、同年６月１日に「さむかわ棒コロ応援団長」として「コロ坊」が誕生。もちろんモチーフとなっているのは「さむかわ棒コロ」です。どことなく「さむかわ棒コロ」の開発者の面影があるといわれています。「さむかわ棒コロ」の販売専門キッチンカー「棒コロcar」が出動する時はもちろん、寒川町主催の各種イベントなどにも顔を出すことがあるのだとか。出逢えたらハッピー!!といわれるほどレア度高めなのですが、「コロ坊」は世界中の人に揚げたて熱々の「さむかわ棒コロ」を食べてもらい、美味しさを知ってもらうため、これからも活動を続けます。

次回は、中ブロック（北信・東海・近畿）からご紹介します

随　想

私がめざすもの【地域で稼ぎ、誰もが健康で活躍する元気な礼文づくり】礼文島の三つの宝を活かして…

北海道礼文町長　小野（おの）　徹（とおる）

礼文町は、今年指定50周年を迎える利尻礼文サロベツ国立公園の日本海に浮かぶ最北の離島で「花の浮島」と呼ばれている町です。

町民の皆さんからふるさとの舵取りを託され町長に就任してから19年が経ち、「声なき声にも耳を傾け、安心して暮らせる礼文島をつくりたい」との思いを胸に、財政の健全化に努め、子供たちの夢の実現、働く人たちの元気づくり、安心の生活づくりを意識しながら、「近者悦遠者来」のまちづくりをめざして未来に元気のタネを蒔いてまいりました。

また、礼文島にある三つの宝物により「もっと故郷礼文島に賑わいを取り戻し、もっともっと元気な町にしたい」と思い「元気の出る礼文づくり」を進めてきました。

～「海の宝」～

さらなる元気を創り出すためには、漁業をさらに発展させることが必要で、「地域で稼ぐエンジン」として、生産基盤の整備と保全、担い手の確保に努め、漁業振興を図らなければなりません。

今、漁業を取り巻く情勢は大きく変化しており、主要魚種の資源減少に加え、海洋環境の変動による魚種の変化や水揚げ減少、価格の低迷など、先行きの不透明な厳しい状況におかれています。特に、漁業は沖での仕事だけでなく、陸での網外しの仕事や加工にも人手がかかる島では総合的な産業で、陸にも雇用が創出されるのです。今後は礼文島のブランド品として付加価値を高めるなど、漁業振興対策と漁業者の経営安定対策に関係機関と連携して取り組み、漁業者の皆さんがもっと安心して操業できる環境づくりを進めてまいります。

～「山の宝」～

可憐で希少な高山植物などの自然保護と観光の振興は、自然環境の保護と観光への活用という極めて難しい対応が求められるところであり、特に、高山植物が咲く花園と人々の生活の場が隣り合っている礼文島では、地球温暖化の影響を大きく受けているため、これからは、地球温暖化を解消または軽減して持続可能な自然を守る「カーボンニュートラル」などＳＤＧｓの取組が必要と考えています。私たちすべてが、自然へのやさしい思いやりの心を持ち、自然環境にやさしい取組を進めることと、工夫しながら温かいおもてなしの気持ちで観光客の皆さんをお迎えすることがとても大切だと思っており、そのことが礼文島を他の観光地とは違った礼文島観光をつくり上げることになると考えています。

～「地の宝」～

礼文島にはいたるところに「学術価値が高い古（いにしえ）からの貴重な埋蔵文化財」があり、国の重要文化財に指定された「船泊遺跡」、古代オホーツク文化発祥の地「香深井Ｉ遺跡」、世界が注目する４０００年の歴史を刻む「浜中２遺跡」など、縄文時代からアイヌ文化期までを語る遺跡遺物が発掘されています。

特に、礼文島の冷涼な気候により、良好な保存状態であることから、その情報量の豊富なことによって、わが国はもとより世界的にも、考古学において極めて重要な位置を占めており、日本人の起源を探る大きな成果に結びついています。

これら貴重な遺跡遺物は、観光への活用はもちろん、児童生徒学生はじめ研究者にとっても「学びの島」として大きな夢や役割を有していることから、新たな交流が期待されるところであり、今後は「見せる埋蔵文化財」などさまざまな活用を通して、新しい礼文島の「学びの島」の魅力を世界に発信してまいります。

【地域で稼ぎ、誰もが健康で活躍する元気な礼文づくり】

地方が独自の魅力をつくり出し維持していくためには、自分たちの価値観をもって「継続的に稼げるしくみ」をつくることが大事であり、個別の商品力を高め付加価値を上げる取組が重要だと思います。漁業でも、水産加工でも、観光でも、今までの売り方、作り方に変化をもたせることによる付加価値を向上させることが大事で、「稼いで投資し続ける」好循環をつくる必要があります。

地方創生に必要なのは「おカネそのもの」ではなく「おカネを継続的に生み出すエンジン」をつくり出すことです。

真面目に務める姿は、人を動かす力があると思っています。行政が誠実かつ熱意をもって日々の仕事に取り組むことによって、町民皆さんから信頼をいただき、ともに、町づくりを進める大きな力になると考えています。

町づくりの目標である「地域で稼ぎ、誰もが健康で活躍する元気な礼文づくり」のため、頑張る人には活躍できるステージを用意し、その覚悟と決断に責任をもつのが私の役目だと思っています。

そして、これを「次世代につなぐ新たなステージ」としていくため、これからも、町民の皆さんに寄り添う「人の和」、「絆」が広がる「魅力あふれる礼文づくり」を進めていきたいと考えています。